

令和4年 10 月 13 日

一般社団法人茨城県トラック協会会員 各位

茨城労働局労働基準部監督課

自動車運転者の労働時間等に関する説明会の開催について

日頃より労働基準行政の推進に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年に成立した「働き方改革関連法」では労働基準法が改正されて、新たに時間外労働の上限が設けられました。自動車運転者についても、令和6年4月以降、時間外労働について、月 45 時間及び年 360 時間の限度時間(臨時特別な事情がある場合は年 960 時間の上限時間)が適用されます。

また、自動車運転者の労働時間等の規制については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」といいます)により、拘束時間、休息期間等について上限基準が設けられています。「改善基準」は、令和4年 12 月に改正が予定されており、令和6年 4 月から施行される予定ですので、改正される「改善基準」の内容をお知らせするため、下記により説明会を開催します。ご出席いただきますようご案内します。

記


1. 日時、会場等

	日 時		会場、定員
①	令和4年 11 月 21 日(月)	10 時 30 分～11 時 30 分	茨城県トラック総合会館 研修室 (定員各回 150 名)
②	令和4年 11 月 21 日(月)	13 時 30 分～14 時 30 分	
③	令和4年 12 月 14 日(水)	10 時 30 分～11 時 30 分	
④	令和4年 12 月 14 日(水)	13 時 30 分～14 時 30 分	
⑤	令和4年 11 月 21 日(月)	受 付 終 了	オンライン (定員各回 100 名)
⑥	令和4年 12 月 14 日(水)	13 時 30 分～14 時 30 分	

2. 内容

- (1)改善基準告示(トラック)の見直しについて(50分)
説明者:茨城労働局(労働基準監督署)
- (2)働き方改革推進支援事業について(10分)
説明者:茨城働き方改革推進支援センター

3. 参加申込

	日時		申込方法	申込締切
①	令和4年11月21日(月) 10時30分～11時30分	会場	茨城働き方改革推進支援センター あて下記の①Webまたは②FAXで お申し込みください。 ①QRコードを読み込んでください。 	11月14日 (月)
②	令和4年11月21日(月) 13時30分～14時30分			
③	令和4年12月14日(水) 10時30分～11時30分			
④	令和4年12月14日(水) 13時30分～14時30分			
⑤	令和4年11月21日(月) 13時30分～14時30分	受付終了	②同封の参加申込書に必要事項を ご記入のうえ、ファックスでお送りく ださい。 (FAX)029-302-3472	
⑥	令和4年12月14日(水) 13時30分～14時30分	オンライン		

4. お願い

トラック運転者の改善基準の改正内容についてご質問がある場合は、同封の「トラック運転者の労働時間等の改善基準の改正予定の内容についての質問票」にご記入のうえ、説明会当日、会場でご提出してください。

オンライン参加の方は、下記メールアドレスあてにご提出してください。

《提出先》茨城労働局労働基準部監督課 E-mail: kantokuka-ibarakikyoku@mhlw.go.jp

5. 会場案内

茨城県トラック総合会館(所在地:水戸市見川町 2440-1)研修室

※カーナビの目的地を設定する場合の目印は小吹保育園(水戸市小吹町 2305-1)です。

6. 問い合わせ先

(1)説明会の内容(上記2(1)改善基準の見直し)に関するお問合せ

茨城労働局労働基準部監督課

電話 029-224-6214

(2)説明会の申込み、説明会の内容(上記2(2)働き方改革支援事業)に関するお問合せ

茨城働き方改革推進支援センター

電話 0120-971-728

茨城働き方改革推進支援センター:茨城労働局が株式会社タスクール Plus に委託して運営しています。